

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
 - 第2章 競争参加者の資格（第4条～第6条）
 - 第3章 公告等及び競争（第7条～第24条）
 - 第4章 落札者の決定等（第25条～第30条）
 - 第5章 指名競争契約（第31条～第33条）
 - 第6章 随意契約（第34条～第37条）
 - 第7章 契約の締結（第38条～第43条）
 - 第8章 監督及び検査（第44条～第49条）
 - 第9章 代価の納入及び支払（第50条～第52条）
 - 第10章 雑則（第53条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「当法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当法人が締結する契約事務の取扱いについては、法令及び当法人の諸規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（委員会の設置）

第3条 契約事務の適正な執行を図るため、次の各号に掲げる委員会を置くものとする。

- (1) 契約に関する重要事項を審査するための契約審査委員会
 - (2) 大型設備等の調達契約における仕様の策定を行うための仕様策定委員会及び応札仕様の審査を行うための技術審査委員会
 - (3) その他必要と認める委員会
- 2 前項に規定する委員会の職務、構成その他必要な事項は、別に定める。

第2章 競争参加者の資格

（競争に参加させることができない者）

第4条 売買、貸借、請負その他の契約につき、会計規則第36条に規定する競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 前項第1号に該当する者のうち、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当するものとする。

（競争に参加させないことができる者）

第5条 競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者

について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 落札したが契約を締結しなかったとき。
 - (5) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (6) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（競争参加者の資格）

第6条 会計規則第36条に規定する競争入札に加わろうとする者に必要な資格については、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）により一般競争参加資格を得た者を、当法人における競争入札の参加に必要な資格を有する者として認めるものとする。

- 2 競争入札を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、製造、販売、買受け又は役務提供にあっては、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を、当該競争入札に加えることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、工事においては、別に定めるところによる。

第3章 公告等及び競争

（入札の公告）

第7条 会計規則第36条に規定する競争のうち、一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- 2 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）に係る公告期間については、前項の規定にかかわらず建設業法施行令（昭和31年政令第73号）第6条に定めるところによる。

（一般競争入札について公告する事項）

第8条 前条の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 契約条項を示す場所
 - (4) 競争執行の場所及び日時
 - (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 前項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有しない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を、当該公告において明らかにしなければならない。

（指名競争入札における指名通知）

第9条 会計規則第36条に規定する競争のうち、指名競争に付するときは、前条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を、その指名する者に書面をもって通知しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の指名通知の場合に準用する。
- 3 建設工事に係る指名通知から入札までに必要な期間は、第7条第2項の規定を準用する。

（入札保証金）

第10条 競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の保証金の納付は、会計規則第12条に規定する金銭又は有価証券をもって行わせるものとする。

(入札保証金の免除)

第11条 次の各号に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に当法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第6条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札説明会)

第12条 入札公告、指名通知(以下「公告等」という。)及び入札説明書で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認められる場合には、入札説明会を開催することができる。

(予定価格の作成)

第13条 契約を締結する場合においては、契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等によってその予定価格を書面(以下「予定価格調書」という。)により作成しなければならない。

2 前項に規定する予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第14条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の執行)

第15条 競争入札を執行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を、競争参加者又はその代理人(以下「競争参加者等」という。)から提出させなければならない。

- (1) 調達件名
- (2) 入札金額
- (3) 競争参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(入札書の引き換え等の禁止)

第16条 入札を執行しようとする場合において、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しができないことを、あらかじめ競争参加者等に周知しなければならない。

(入札書の訂正)

第17条 入札書に記載した事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておく必要があることを、あらかじめ競争参加者等に周知しなければならない。

(代理人による入札)

第18条 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者から代理委任状を提出させなければならない。

(開札)

第19条 公告等に示した競争執行の場所及び日時に、競争参加者等を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

第20条 競争参加者等、入札執行事務に係る職員(以下「入札関係職員」という。)及び前条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

- 2 入札開始以後においては、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。
- 3 特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取り止め等)

第21条 競争参加者等が相連合し、又は不穏な行動を行う等により、入札を公正に執行できない状況にあるものと認められるときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(無効の入札書)

第22条 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効なものとして処理することを、あらかじめ競争参加者等に周知しなければならない。

- (1) 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者が提出したもの
- (2) 調達件名及び入札金額のないもの
- (3) 競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としないもの
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)なお、電子入札による場合は、電子証明書を取得していない者の提出したもの
- (5) 調達件名に重大な誤りがあるもの
- (6) 入札金額の記載が不明確のもの
- (7) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のないもの
- (8) 公告等及び入札説明書に示した入札書の受領期限までに到着しなかったもの
- (9) 公告等及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

(再度入札)

第23条 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(競り売り)

第24条 動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、競り売りに付することができる。

第4章 落札者の決定等

(落札者の決定)

第25条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に係る職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第26条 会計規則第38条第1項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約であって、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) 相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

(最低価格の入札者の調査)

第27条 前条第1号に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、国立大学法人愛媛大学発注工事請負等契約事務取扱細則第9条に規定する基準に該当することとなったときは、落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

- 2 前項の調査の結果、履行されないおそれがあると認めたときは、その調査の結果を契約審査委員会に提出し、その意見を求めるものとする。
- 3 契約審査委員会の審査の結果、履行されないおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って申込みをした次順位者を落札者としてすることができる。

(落札者の決定通知)

第28条 前条の規定により落札者を定めたときは、直ちに、次の各号に掲げる通知を行うものとする。

- (1) 次順位者を落札者とした場合は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める通知
 - ア 当該落札者 必要な事項の通知
 - イ 最低価格で申込みをした者で落札者とならなかったもの 落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知
 - ウ その他の入札者 落札の決定があった旨の通知
- (2) 最低価格で申込みをした者を落札者とした場合は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める通知
 - ア 当該落札者 必要な事項の通知
 - イ その他の入札者 落札の決定があった旨の通知

(落札決定後の入札保証金の処理)

第29条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約書を取り交わした後に返還するものとする。

- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。
- 3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約書の取り交わしをしないときは当法人に帰属させるものとし、その旨を公告等又は入札説明書において明らかにしなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第30条 競争参加者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第7条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第5章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第31条 指名競争契約にすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が特定調達基準額を超えない工事をさせるとき。
 - (2) 予定価格が1,000万円を超えない製造の請負をさせるとき。
 - (3) 予定価格が1,000万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - (4) 予定賃借料の年額又は総額が1,000万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - (5) 予定価格が1,000万円を超えない財産を売り払うとき。
 - (6) 予定価格が1,000万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び賃貸借以外の契約でその予定価格が1,000万円を超えないものをするとき。
- 2 会計規則第36条に規定する随意契約にすることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名の基準)

第32条 第6条に規定する有資格者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること。
- (2) 当該契約の履行について、法令の規定による官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- (3) 特殊な工事等の契約において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- (4) 工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務、その他を容易に調達して施行しうる者に行わせること、又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。
- (5) 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては、当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。
- (6) 輸入に係る物品の購入契約において、当該物品等に関する外国の製造会社又は販売会社から販売権を得ている者又は当該取引が可能な者であること。

(競争参加者の指名)

第33条 指名競争に付するときは、第6条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

第6章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第34条 契約が次の各号の一に該当する場合には、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
 - (2) 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
 - (3) 競争に付することが、不利と認められるとき。
 - (4) 予定価格が500万円を超えない契約をするとき。
 - (5) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき。
 - (6) 落札者が契約を結ばないとき。
 - (7) 国又は地方公共団体と契約するとき。
 - (8) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
 - (9) 外国で契約するとき。
 - (10) 前各号に規定するもののほか、業務上必要があるとき。
- 2 前項第5号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第6号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内で行うものとし、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(随意契約の公表)

第34条の2 前条の規定に基づき締結された随意契約のうち、支出の原因となる契約であつて予定価格が500万円を超える契約（国立大学法人愛媛大学政府調達事務取扱規程第4条第1項に規定する特定調達契約に該当するもの及び当法人の行為を秘密にする必要があるものを除く。）を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を当法人のホームページにより公表するものとする。

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約を締結した日
- (3) 契約相手方の氏名及び住所
- (4) 契約金額
- (5) 随意契約によることとした理由

(6) その他必要な事項

2 前項に規定する公表の期間は、契約締結日の翌日から起算して1年を経過するまでとする。

(予定価格調書の省略)

第35条 第13条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次の各号に掲げる場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格が、第34条第1項第4号に定める額を超えない随意契約
- (2) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(分割契約)

第36条 第34条第1項第5号及び第6号に定めるところにより、随意契約を行おうとする場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(見積書の徴取)

第37条 随意契約を行おうとするときは、必要に応じて2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、別に定める場合は見積書の徴取を省略することができる。

第7章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第38条 会計規則第39条に規定する契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 瑕疵担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の取り交わし)

第39条 契約の相手方が決定したときは、決定した日から7日以内(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間)に、契約の相手方と契約書を取り交わすものとする。

(契約書の省略)

第40条 会計規則第39条ただし書きに規定する契約書の作成を省略できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約金額が500万円を超えない契約を締結するとき。
 - (2) 競り売りに付するとき。
 - (3) 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品等を引き取る時。
- 2 前項により、契約書の作成を省略する場合においても、物品の単価契約又は継続的な履行を求めらるる役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約については、契約の適正な履行を確保するために請書その他これに準ずる書面を徴取するものとする。

(契約保証金)

第41条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければ

ならない。

- 2 前項の保証金の納付は、会計規則第12条に規定する金銭又は有価証券をもって行わせることができる。

(契約保証金の免除)

第42条 次の各号に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に当法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) その他その必要がないと認めるとき。

(契約保証金の取扱い)

第43条 契約保証金は、これを納付した者が契約上の義務を履行しないときは、当法人に帰属させるものとし、その旨を公告等又は入札説明書においてあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

第8章 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第44条 会計規則第40条第1項に規定する監督は、立会、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

- 2 前項に規定する監督は、契約責任者が必要と認めるときは、国立大学法人愛媛大学会計職務権限委譲規程（以下「権限委譲規程」という。）の規定にかかわらず、契約責任者自ら、又は当法人の他の職員若しくは当法人以外の者に委嘱して行うものとする。
- 3 契約責任者、権限委譲規程に定められた者又は前項の規定により委嘱された者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。
- 4 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 5 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。
- 6 監督職員は、契約責任者と緊密に連絡するとともに、契約責任者の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。ただし、契約責任者が自ら当該監督を行ったときは、この限りでない。

(検査職員の一般的職務)

第45条 会計規則第40条第2項に規定する検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき行うものとする。

- 2 前項に規定する検査は、契約責任者が必要と認めるときは、権限委譲規程の規定にかかわらず、契約責任者自ら、又は当法人の他の職員若しくは当法人以外の者に委嘱して行うものとする。
- 3 契約責任者、権限委譲規程に定められた者又は前項の規定により委嘱された者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。
- 4 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 5 前3項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。
- 6 検査職員は、前4項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を契約責任者に報告しなければならない。ただし、契約責任者が自ら当該検査を行ったときは、この限りでない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第46条 権限委譲規程に定められた監督職員及び第44条第2項の規定により委嘱された監督職員は、権限委譲規程に定められた検査職員及び第45条第2項の規定により委嘱された検査職員を、兼ねることができない。

(検査の時期)

第47条 検査の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内とする。

(検査調書の作成)

第48条 検査職員は、検査を完了したときは、次条に定める場合を除き検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成する場合には、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

(検査調書の省略)

第49条 前条に規定する検査調書は、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)のための検査であって、当該契約金額が500万円を超えない契約に係るものについては、省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

第9章 代価の納入及び支払

(代価の納入)

第50条 資産を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該資産の引渡し、移転の登記若しくは登録の前、又は使用開始前にその代価を納入させなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることができる。

2 契約の性質上、前項の規定により難しいときは、その代価を後納させることができる。

(代価の支払)

第51条 会計規則第40条第2項に規定する検査を終了した後、相手方から適正な請求書を受理した日から60日以内に支払うものとする。

2 契約の性質上前項により代価を支払うことが適当と認められないときは、別に支払期間を約定することができる。

(部分払いの限度額)

第52条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の範囲内で支払うことができる。

第10章 雑則

(その他)

第53条 この規程に定めるもののほか、契約事務の取扱いに必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。